

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成19年2月1日

近畿地方整備局

淀川河川事務所長 吉田 延雄

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、淀川河川事務所管内における樋門・水門・排水機場等の河川管理施設の操作の信頼性を高め、災害防御に対する安全性の向上を図るため、情報の一元化や施設の平常時集中監視、点検、バックアップシステムとしての遠隔操作及び集中管理センターの運営を24時間、緊急時（洪水・地震等）も含めて行うものである。本業務を実施するためには樋門・水門・排水機場等の構造特性や機能に関する専門的な知識や維持管理に関する知識・経験を有していることだけでなく、淀川の地域特性や河川特性に精通し、水文関係データなど関係する諸データを総合的に的確に理解する能力を有し、各施設の集中監視、緊急時の遠隔操作等ができる能力が必要である。また、24時間体制での業務を円滑に実施するための体制が確保されていることも必要であることから、（社）近畿建設協会（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度淀川集中管理センター運營業務

(2) 業務内容

① 集中管理センター運営	1式
② 直轄管理施設遠隔操作	1式
③ 直轄管理施設の点検	1式

(3) 履行期限 平成19年4月1日から平成20年3月31日

3. 業務目的

本業務は、淀川河川事務所管内における樋門・水門・排水機場等の河川管理施設の操作の信頼性を高め、災害防御に対する安全性の向上を図るため、情報の一元化や施設の集中監視、バックアップシステムとしての遠隔操作ができるような集中管理センターの運営を24時間、緊急時（洪水・地震等）も含めて行うものである。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

- 1) 基本的要件
 - ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 2) 技術力に関する要件
 - ① 淀川の地域特性や河川特性に精通し、水文関係データなど関係する諸データを総合的に的確に理解する能力を有し、各施設の集中監視、緊急時の遠隔操作等ができる能力があること。
 - ② 樋門・水門・排水機場等の河川管理施設についての構造特性や機能に関する専門的知識と、それらの維持管理に関する知識・経験を有していること。
- 3) 中立性・公平性に関する要件

本業務対象区間内の河川占有業者等と資本・人的関係がないこと。
- 4) 守秘性に関する要件

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- 5) 業務執行体制に関する要件
 - ① 大阪・京都府内に営業拠点（本社（店）・支社（店）、営業所）があること。
 - ② 河川管理に関しての社内講習会等を継続的に実施し、河川管理に関しての専門的な知識の継承が行える体制が整っていること。
 - ③ 管理技術者は、淀川河川事務所に何時も1時間以内に到達できる体制がとれること。
 - ④ 24時間集中管理センターに業務を実施する担当技術者等（事務局運営者又は運営者）とその体制が確保されていること。
 - ⑤ 本業務に通常従事する運営者以外に、運営者の資格要件を有し、緊急（洪水、地震等）時に迅速な対応が可能な人員を常に1名有していること。
- 6) 業務実績に関する要件

平成13年度以降に、業務が完了し、引き渡しが進んでいる業務で、下記に示す同種又は類似業務の実績を元請けとして有していること。

同種業務：国の機関（近畿地方整備局管内）（（独）水資源機構関西支社含む）が発注した堰等管理に関する業務

類似業務：都道府県又は政令市が発注した堰等管理に関する業務

(2) 配置予定技術者に対する資格要件及び業務実績等は以下のとおりとする。

1) 配置予定管理技術者

・ 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

- ア) 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の同種又は類似業務の経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者
- イ) 1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の同種又は類似業務の経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者
- ウ) 近畿地方整備局で河川に関する行政実務を15年以上経験し、河川法第77条第一項の規定により命ぜられた河川監理員の経験を2年以上又はダム・堰等の電気・機械に係わる経験を5年以上有している者

・ 同種又は類似業務の実績

平成13年度以降に、業務が完了し、引き渡しが進んでいる業務で、同種又

は類似業務の実績を有していること。

※1 同種業務：国の機関（近畿地方整備局管内）（（独）水資源機構関西支社含む）が発注した堰等管理に関する業務

※2 類似業務：都道府県又は政令市が発注した堰等管理に関する業務

2) 配置予定事務局運営者等

・ 資格要件

配置予定事務局運営者、運営者は、以下のいずれかの資格保有者又は経験を有する者であること。

【事務局運営者】

ア) 技術士（建設部門）の資格を取得し、5年以上の同種又は類似業務の実績を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者

イ) 1級・2級土木施工管理技士、若しくは1級ポンプ施設管理技術者の資格を取得後、5年以上の同種又は類似業務の実績を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者

ウ) 近畿地方整備局で、河川又は水門、樋門、排水機場等に関する行政実務を15年以上経験し、そのうち河川法第77条第1項の河川監理員の実務経験を2年以上、又は水門、樋門、排水機場等に関わる電気・機械の実務経験を5年以上有している者

【運営者】

ア) 技術士（建設部門）、1級・2級土木施工管理技士、1級・2級ポンプ施設管理技術者のいずれかの資格を有している者

イ) 近畿地方整備局で、河川に関する行政実務を5年以上経験し、そのうち水門、樋門、排水機場の管理の経験を3年以上、又は電気・機械に関わる実務経験を3年以上有している者

ウ) 近畿地方整備局が発注した同種1年又は類似業務を3年以上経験している者

※1 同種業務：国の機関（近畿地方整備局管内）（（独）水資源機構関西支社含む）が発注した堰等管理に関する業務

※2 類似業務：都道府県又は政令市が発注した堰等管理に関する業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒573-1191

枚方市新町2-2-10

国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 経理課契約指導係

TEL：072-843-2861（代）

FAX：072-844-5492

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

平成19年2月1日(木)から平成19年2月20日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から16時30分まで

② 交付場所

(1)に同じ。

③交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

①提期期限

平成19年2月21日(水)16時30分

②提出場所

(1)に同じ。

③提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）または、電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限： 平成19年3月6日(火)16:30

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することが出来るが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けているとともに、平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていないなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

7. Summary

(1) Subject matter of service :

2007 Yodogawa central control center administration duties

(2) Time-limit to express interests:

Wednesday, February 21, 2007 16:30

(3) Contact point for documentation relating to the proposal:

Accounting section contract guidance person in charge,
Yodogawa river office, Kinki regional Development Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure and Transport,
2-2-10 Shimmachi, Hirakata-City, 573-1191
Tel 072-843-2861 Fax 072-844-5492

(4) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs:

Accounting section contract guidance person in charge,
Yodogawa river office, Kinki regional Development Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure and Transport,
2-2-10 Shimmachi, Hirakata-City, 573-1191
Tel 072-843-2861 Fax 072-844-5492

以上